

令和2年度鳥取県道路メンテナンス会議

○日 時：令和3年3月19日（金）

13：30～15：30

○場 所：WEB会議

議 事 次 第

○ 開 会

○ 挨 拶

○ 議 事（公表）

（1）各道路管理者における修繕措置状況

1）防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策・・・資料① P1～

2）道路施設損傷マップの公表・・・・・・・・・・・・・・・・資料② P7～

（2）R2の取組状況とR3の取組予定

1）自治体支援の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・資料③ P10～

（3）鳥取県小規模道路橋「直営点検」導入の取り組み・・・・・・資料④ P13～

○ 閉 会

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(道路関係)

○ 近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進む施設の老朽化等に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策を含めて、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ります。

災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築

○ 高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進

＜達成目標＞

- ・5か年で高規格道路のミッシングリンク約200区間の約3割を改善(全線又は一部供用)
- ・5か年で高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間(約880km)の約5割に事業着手

【国土強靱化に資するミッシングリンクの解消】



【暫定2車線区間の4車線化】



被害のない2車線を活用し、交通機能を確保

道路の老朽化対策

○ ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)の対策を集中的に実施

＜達成目標＞

- ・5か年で地方管理の要対策橋梁の約7割の修繕に着手
- ・予防保全に移行する達成時期を令和43年度から令和35年度に前倒し(約10年の短縮)

【橋梁の老朽化事例】



床版鉄筋露出

【舗装の老朽化事例】



アスファルト舗装ひび割れ

河川隣接構造物の流失防止対策

○ 通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の洗掘・流失対策等を推進

【渡河部の橋梁流失】



令和2年7月豪雨 熊本県道

高架区間等の緊急避難場所としての活用

○ 津波等からの緊急避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を活用し避難施設等の整備を実施

【緊急避難施設の整備イメージ】



道路法面・盛土対策

○ レーザープロファイラ等の高度化された点検手法等により新たに把握された災害リスク箇所に対し、法面・盛土対策を推進

【法面・盛土対策】



法面吹付工、落石防止網工

無電柱化の推進

○ 電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を実施

【台風等による電柱倒壊状況】



【千葉県館山市船形】

ITを活用した道路管理体制の強化

○ 遠隔からの道路状況の確認等、道路管理体制の強化や、AI技術等の活用による維持管理の効率化・省力化を推進

【AIによる画像解析技術の活用】



停止車両を検知

概要 要:急速に進展する道路施設の老朽化に対し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)の対策を集中的に実施する。

府省庁名:国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

橋梁等の道路施設について、早期または緊急に措置すべき施設の老朽化対策を実施し、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ移行する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。

- ・地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率
現状:約34%(令和元年度)

中長期の目標:100%

本対策による達成年次の前倒し 令和43年度→令和35年度

- ・防災上重要な道路における舗装の修繕措置率

中長期の目標:100%

本対策による達成年次の前倒し 令和39年度→令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況

地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率

- ・達成目標:約73%

- ・地方公共団体が管理する道路において、定期点検により緊急又は早期に対策を講じる必要があると判定された橋梁の約7割について修繕に着手する。

防災上重要な道路における舗装の修繕措置率

- ・達成目標:100%

- ・緊急輸送道路等の防災上重要な道路において、路盤が損傷している区間について修繕を概ね完了する。

◆実施主体 国、地方自治体

< 橋梁老朽化 >



床版鉄筋露出



床版打ち換え

1巡目点検で緊急又は早期に対策を講ずべきと診断された橋梁で、2019年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、地方公共団体で34%

< 舗装老朽化 >



アスファルト舗装ひび割れ

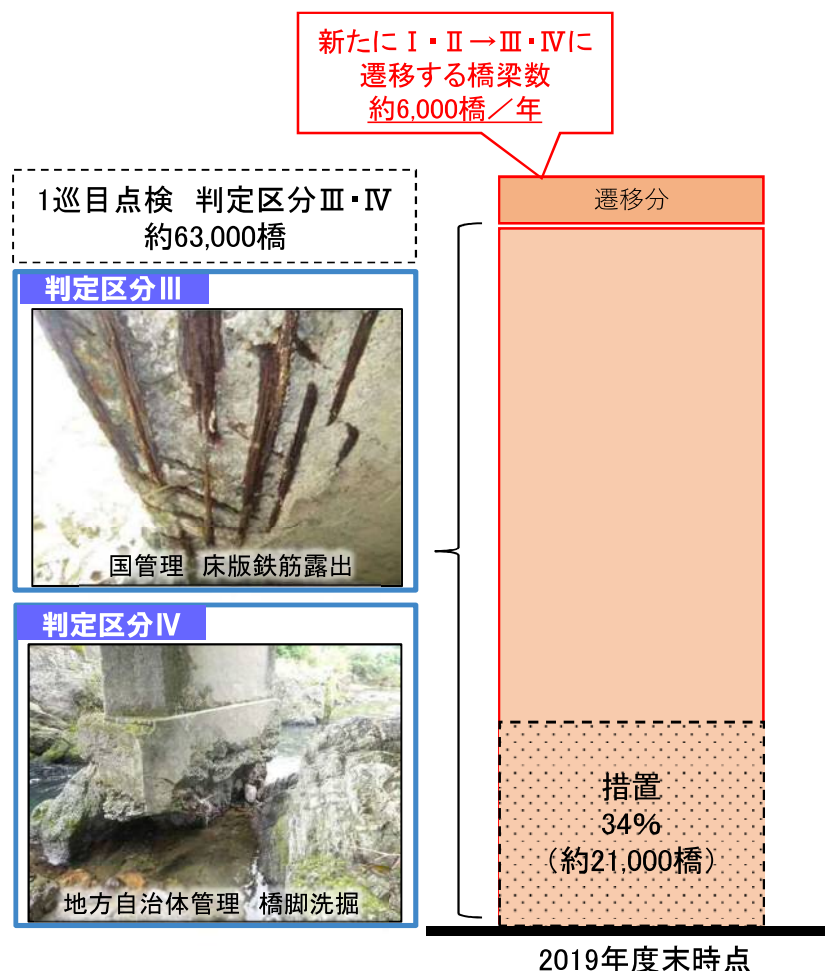


舗装修繕後

国土交通省が管理する道路において、1巡目点検で修繕段階と診断された区間のうち、修繕等を実施した区間の割合は、アスファルト舗装で12%、コンクリート舗装で5%

地方公共団体管理橋梁のメンテナンスの状況

＜緊急又は早期に措置を講ずべきと診断された橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の措置状況＞



1巡目点検 判定区分Ⅲ・Ⅳ 約63,000橋

2019年度末時点 措置着手済 一約21,000橋

2019年度末時点 措置未着手 約42,000橋

⋮

今のペースで措置 一約7,000橋／年

2019年度以降
新たにⅠ・Ⅱ→Ⅲ・Ⅳに遷移 +約6,000橋／年

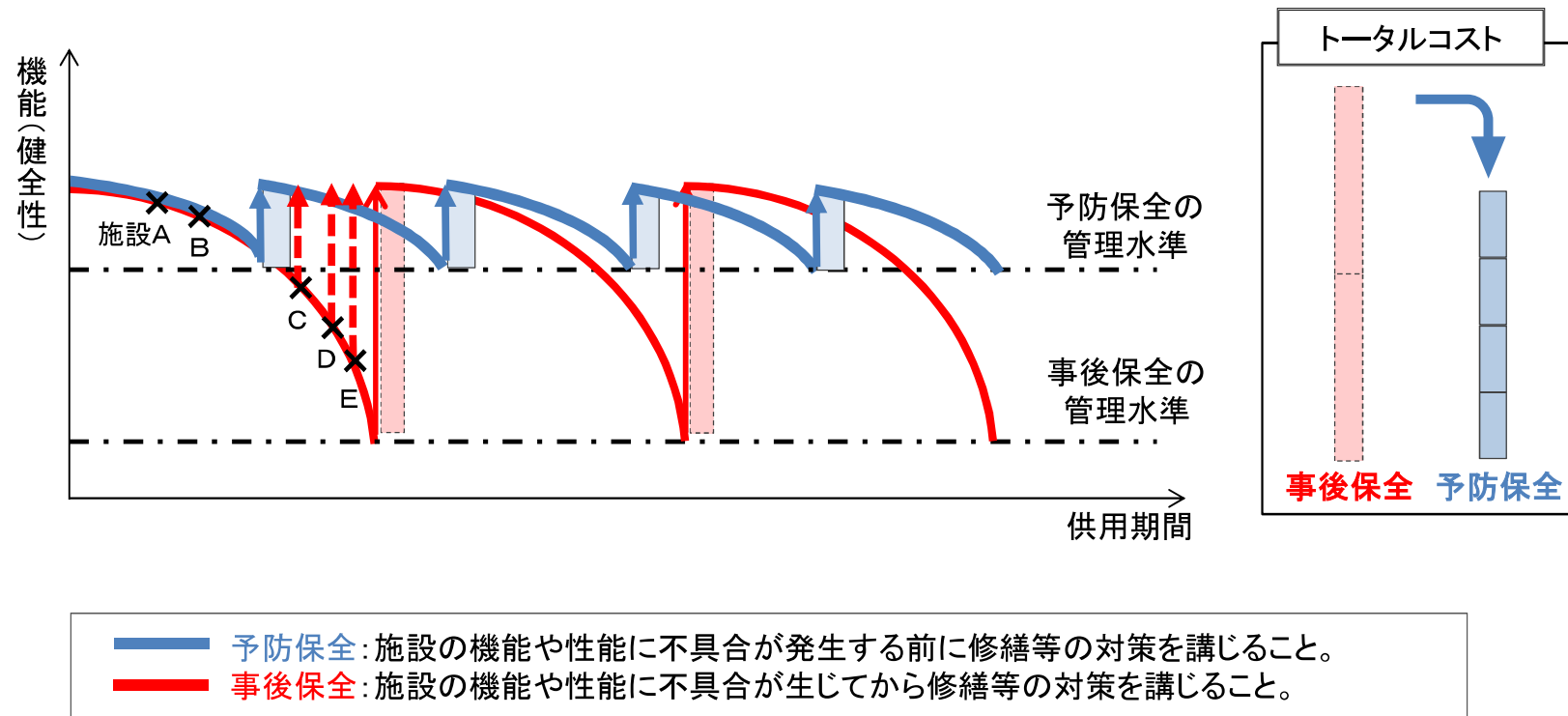
一約1,000橋／年

※今のペースで措置した場合、約1,000橋／年しか
1巡目点検のⅢ・Ⅳに着手できない

事後保全と予防保全のメンテナンスサイクル

○施設の点検が進捗し、今後、「予防保全」の考え方に基づくメンテナンスサイクルを構築するためには、「予防保全」の考え方で対応できる水準以下に老朽化している施設への措置を早期に実施する必要がある。

【事後保全と予防保全のメンテナンスサイクル】



2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組みの加速化・深化を図るため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策や、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進について、令和7年度までの5か年で加速化するため、事業規模等を定め、重点的・集中的に取り組めます。

<防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(道路関係)>

- 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
- 道路施設の老朽化対策(橋梁、トンネル、道路附属物、舗装等)
- 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策
- 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策
- ITを活用した道路管理体制の強化対策

3 防災・減災、国土強靱化に向けた中長期プログラムの策定について

近年の激甚化・頻発化する災害からの迅速な復旧等のために、発災後概ね1日以内に緊急車両の交通を確保し、概ね1週間以内に一般車両の交通を確保することを中長期的な目標として定め、道路ネットワークの防災上の課題箇所を点検した上で、災害に強い国土幹線道路ネットワークの選定を行いました。

中長期目標の達成に向けて、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、直轄国道等の防災課題解消によるダブルネットワークの強化等を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築します。

具体的には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に位置づけられた目標や事業規模等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の中長期プログラムを令和2年度内に策定します。

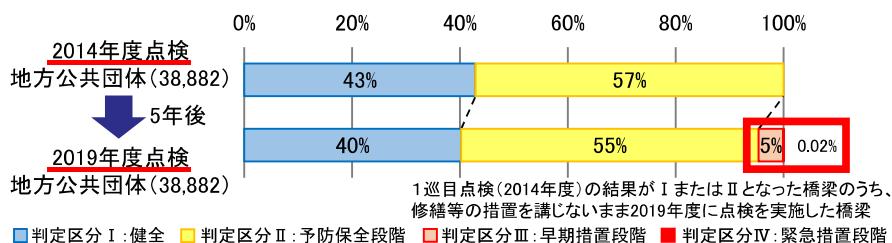
出典：令和3年度道路関係予算概要（令和3年1月）

(1) 持続可能な道路管理の実現 ①

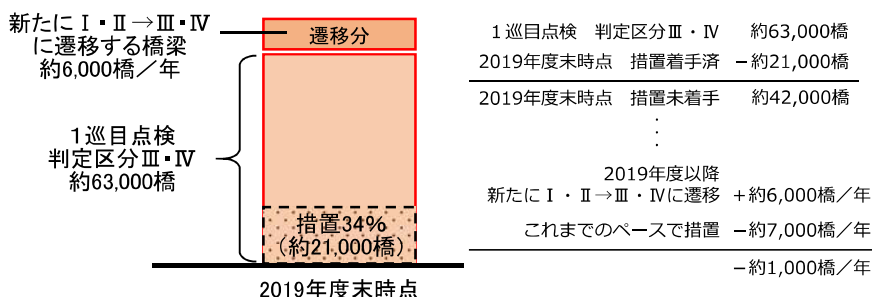
- 地方公共団体の管理する施設について、個別補助制度を活用し、長寿命化修繕計画に基づく計画的・集中的な財政的支援や直轄診断や修繕代行などの技術的支援を実施します。

<背景/データ>

- ・ 地方公共団体が管理する橋梁の修繕等の措置の着手率は34%、修繕等の措置がされていない橋梁が約4万橋存在(2019年度末時点)
- ・ 2014年度から2019年度の5年間で早期または緊急に措置を講ずべき状態に移した橋梁の割合は5%^{参1}



- ・ 地方公共団体では年間約7千橋で修繕等が行われているが、今後、年間約6千橋が新たに修繕等が必要な状態へと進行する見込み。



これまでの予算水準では予防保全への移行に約40年かかる

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により
予防保全への移行を約10年前倒し

【地方への財政的・技術的支援】

- 道路メンテナンス事業補助制度の活用により、早期に修繕等の措置が必要な施設に対し、計画的・集中的な財政的支援を行い、予防保全による道路メンテナンスへの移行を促進するとともに、国による修繕代行事業や修繕に関する研修の開催など技術的支援を実施^{参2}
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、予防保全による道路メンテナンスへの移行を加速するため、修繕等の措置が必要な施設に対する集中的な支援を実施
- 修繕等の措置が必要な施設の対策内容や、新技術等の活用や費用縮減に関する方針などを盛り込んだ長寿命化修繕計画の策定を地方公共団体に促し、計画的な修繕を促進

- 新技術等の活用などを促進するため、道路メンテナンス事業補助制度において、新技術等の活用検討を要件化し、新技術等を活用する事業や、長寿命化修繕計画に費用縮減などの数値目標^{参3}を明記した地方公共団体を優先的に支援^{参4}

参1: 1巡目点検(2014年度)の結果が判定区分Ⅰ・Ⅱとなった橋梁で、修繕等の措置を講じないまま2019年度に点検を実施した44,512橋のうち、5%にあたる2,231橋が判定区分Ⅲ・Ⅳへ遷移(全道路管理者合計)

参2: 直轄診断(2014~2020年度): 14箇所、修繕代行(2015~2020年度): 13箇所

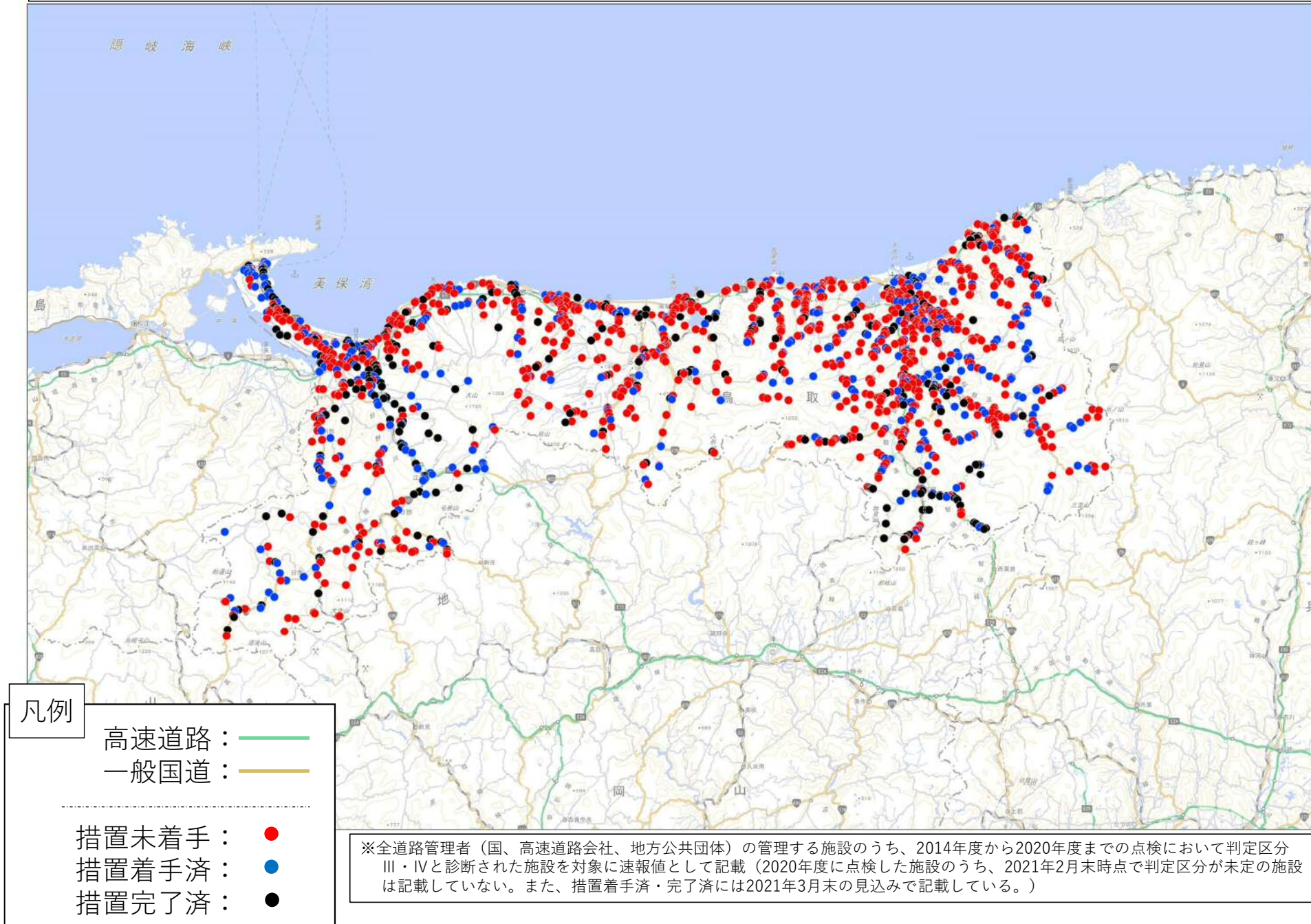
参3: 「新技術等の活用」や「費用縮減」、「集約化・撤去」に関する数値目標

参4: 新技術等の活用促進についてはP26参照

鳥取県内の判定区分Ⅲ・Ⅳ桥梁の位置図

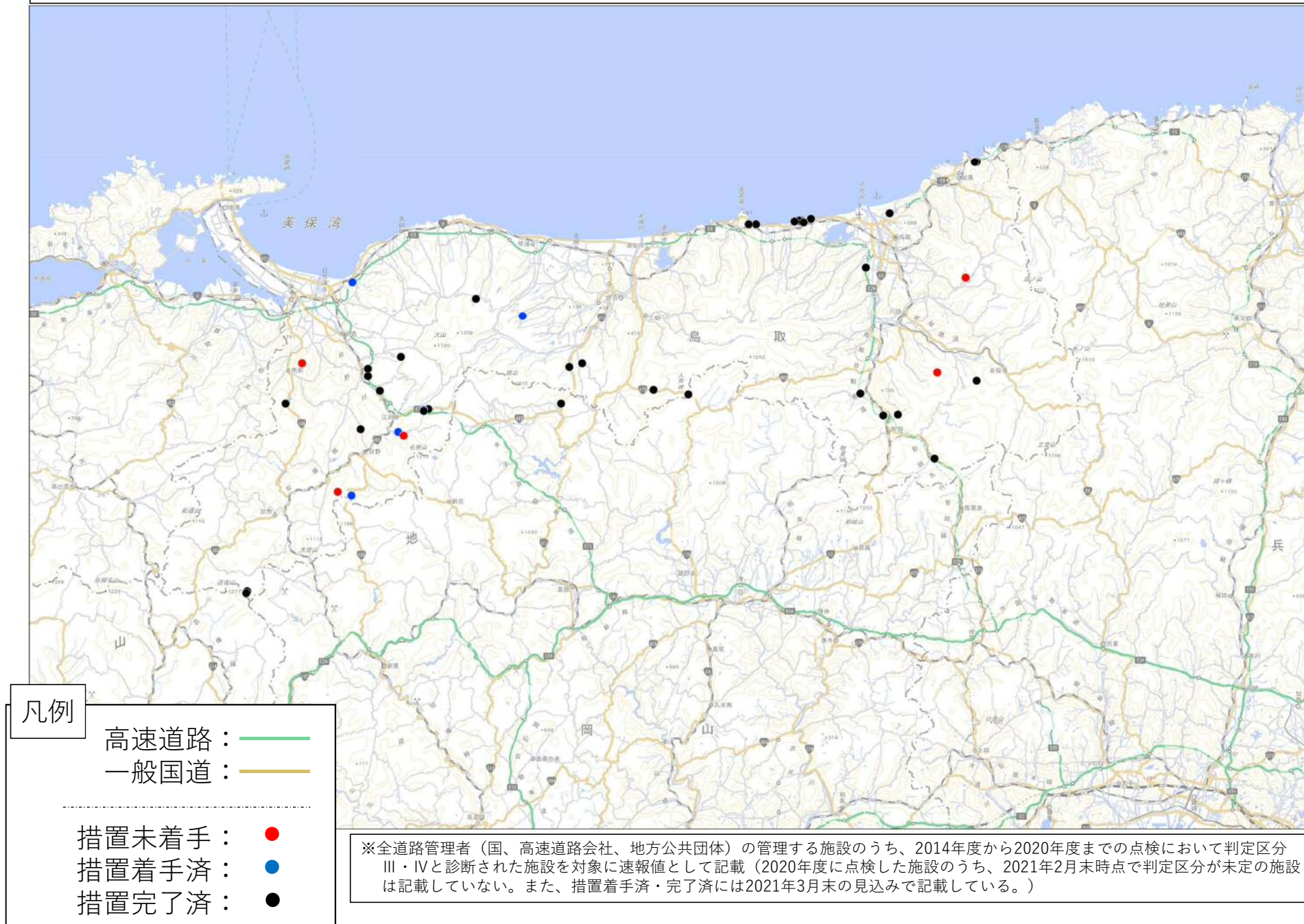
資料②

早期に対策を要する施設は1,680橋あり、これまでに711橋の修繕に着手済み



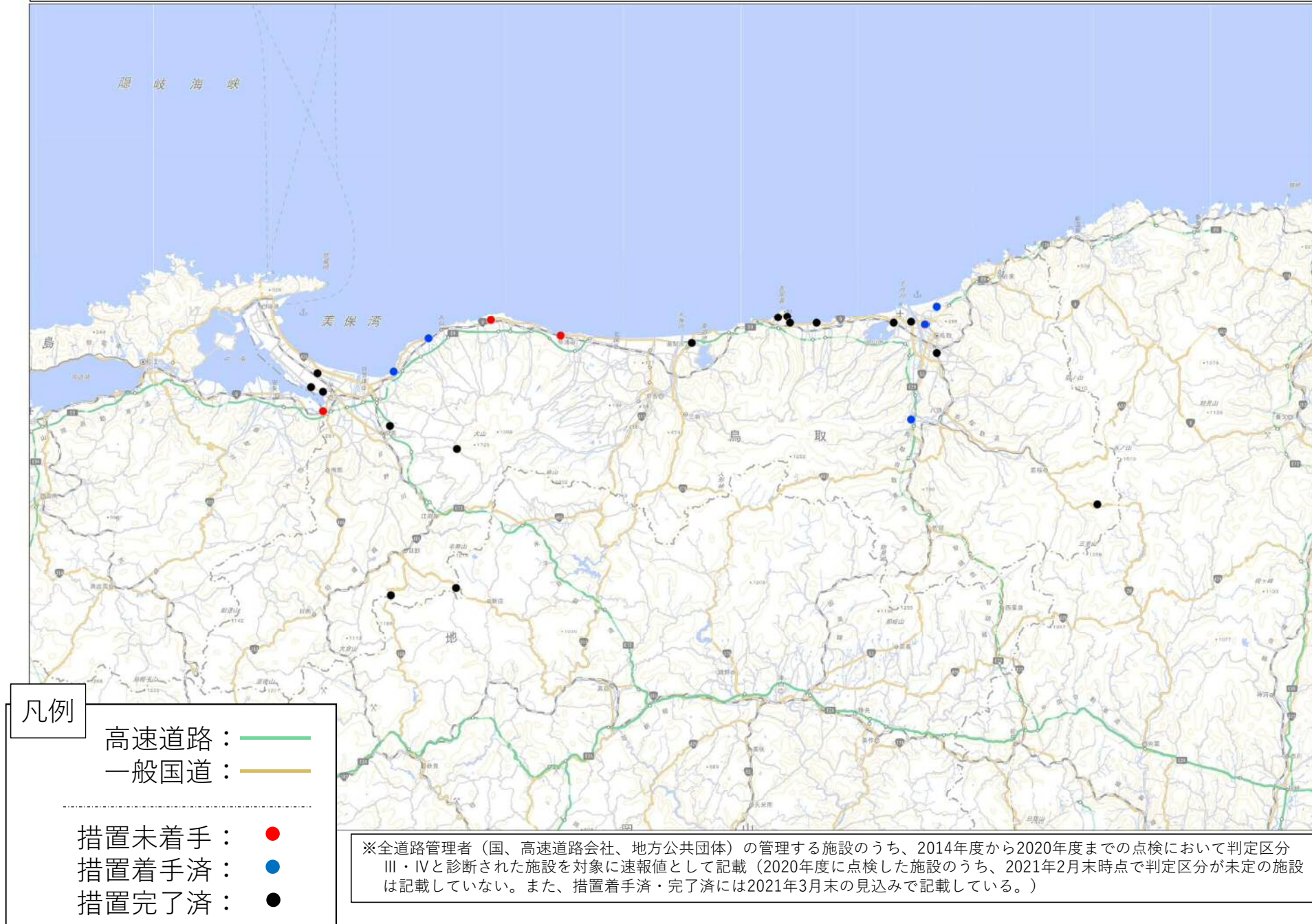
鳥取県内の判定区分Ⅲ・Ⅳトンネルの位置図

早期に対策を要する施設は42施設あり、これまでに37施設の修繕に着手済み



鳥取県内の判定区分Ⅲ・Ⅳ道路附属物の位置図

早期に対策を要する施設は26施設あり、これまでに22施設の修繕に着手済み



令和2年度の点検等技術向上支援(講習会等)

○自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等を実施

講習会等名称	内容	開催時期	場所	参加者他	主催
「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR	老朽化対策PR	令和2年度 (※H30.4.27～継続実施)	鳥取県内の国、自治体施設を利用した パネル展示	各公共施設等	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連>溝橋等定期点検実務者講習会(市町村支援)	《座学》自ら橋梁点検に向けた取り組み等 《現地講習》職員自らの橋梁点検実施	令和2年11月24日 (実施済み)	《座学》鳥取県東部庁舎 《現地講習》溝橋 (市道野坂上原1号橋)	国・県・市町村の実務担当者 コンサル(61名)	鳥取県道路メンテナンス会議
<技術支援関連>橋梁管理実務者WEB講習会(市町村支援)	《座学》橋梁補修・補強に関する基礎知識	令和3年2月1日～3月15日 (実施済み)	WEB講習	国・県・市町村の実務担当者 (23名)	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連>橋梁合同点検(市町村支援) <直営点検関連>橋梁健全性判定会議(市町村支援)	現地点検(県直営点検) 健全度判定会	令和2年11月～令和3年2月 (実施済み)	県各事務所管内 (鳥取・八頭・中部・米子・日野)	国・県・市町村の担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連>橋梁健全性再判定会議(市町村支援)	仮判定橋梁に対する専門家による助言	令和3年3月9日 (実施済み)	鳥取河川国道事務所 WEB会議	国・県・市町村の担当者 コンサル(23名)	鳥取県道路メンテナンス会議
道路構造物の維持管理	舗装・道路付属物・トンネル・斜面、のり面	令和2年10月20日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室 WEB講習	県・市町村の実務担当者 (75名)	鳥取県建設技術センター
橋梁点検と補修計画	点検及び補修計画策定時の留意点	令和2年9月10日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室 WEB講習	県・市町村の実務担当者 (74名)	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修(PC橋)(新規)	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	令和2年11月15日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室 WEB講習	県・市町村の実務担当者 (54名)	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修(鋼橋)(新規)	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	令和2年11月17日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室 WEB講習	県・市町村の実務担当者 (66名)	鳥取県建設技術センター
道路橋点検診断(橋梁ストックマネジメント)	橋梁点検の基礎	令和3年1月26～27日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室 現地(湯梨浜町内橋梁)	県・市町村の実務担当者 (4名)	鳥取県建設技術センター



【内容】令和元年度の米子市での開催に引き続き、今回は東部地域の鳥取市に於いて、定期点検要領(平成31年2月)の改定に伴い「やってみよう橋梁定期点検」と題した橋梁点検の基礎からの解説や特定の条件を満足する溝橋の点検における 合理化についてなど、国交省・各自治体職員を対象に直営点検の参考となる技術的支援をおこないました。

【概要】●日 時：令和2年11月24日(火) 10:30~16:00

●場 所：〈座 学〉鳥取県東部庁舎 会議室

〈現地講習〉野坂上原1号橋(市道野坂上原1号線)

●参加者：61名〈鳥取県(12)、鳥取市(15)、倉吉市(2)、米子市(1)、八頭町(2)、智頭町(2)、湯梨浜町(2)、琴浦町(2) 鳥取県建設技術センター(3)、点検コンサルタント(6)、国土交通省(11)、報道機関NHK(3)〉 ※()は人数。

〈座学〉

- 1) 小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組みについて
- 2) 道路橋定期点検要領の改定について
- 3) やってみよう橋梁定期点検(RC床版橋編)について
- 4) 橋梁の基礎知識について



小規模道路橋の直営点検導入
に向けた取り組み 説明状況



橋梁の基礎知識 説明状況

道路橋定期点検要領の改定のポイント！

◎近接目視としてよいその他の点検方法(新技術)をご紹介！！

道路橋の状態把握の方法は法令のとおり「近接目視」によることが基本とされていますが、その目的は対策区分の判定や健全性の診断が適切に行われ、定期点検の目的が所要の品質で達成されることにあります。そこで、道路橋定期点検要領(平成31年2月)で補足されているとおり、知識と技能を有するものが定期点検を行うにあたって、自らの近接目視によるときと同等の診断ができると判断した場合にはその他の方法についても近接目視を基本とする範囲と考えてよいこととされました。

例えばこんなときに活用！

- ・橋の下が水路として活用されており水深が深いとき
- ・点検対象部位までに障害物があるとき
- ・点検足場を設置しにくい場所を点検するとき

〈現地講習〉

- 1) 市道野坂上原1号線(1号橋) RC床版橋



溝橋橋面の損傷状況について説明



溝橋橋面の損傷確認状況



溝橋内部の損傷状況について説明



溝橋内部の損傷確認状況

令和3年度の溝橋等の定期点検実務者講習会は、中部地域で開催予定！

令和3年度 鳥取県道路メンテナンス会議等主催の講習会等

令和3年度の点検等技術向上支援(講習会等)

○令和2年度と同様に、自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等実施予定。

講習会等名称	開催時期	参加者他	主催
「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR	令和3年度 (※H30.4.27～継続実施)	各公共施設等	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連> 溝橋等定期点検実務者講習会 (市町村支援)	9月頃 ※場所中部圏域予定	国・県・市町村の 実務担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連> 橋梁合同点検 (市町村支援) <直営点検関連> 橋梁健全性判定会議 (市町村支援)	6月～1月頃 ※場所(県内5事務所)	国・県・市町村の 担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連> 橋梁健全性再判定会議 (市町村支援)	2月中旬頃 ※場所(県庁)	国・県・市町村の 担当者、 コンサル	鳥取県道路メンテナンス会議

講習会等名称	内容	開催時期	参加者他	主催
道路構造物の維持管理	舗装・道路付属物・トンネル・斜面、のり面	8月調整中	約100名	鳥取県建設技術センター
橋梁点検と補修計画	点検及び補修計画策定時の留意点	9月調整中	約60名	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修(PC橋)(新規)	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	10月調整中	約60名	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修(鋼橋)(新規)	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	11月調整中	約60名	鳥取県建設技術センター
道路橋点検診断(橋梁ストックマネジメント)	橋梁点検の基礎 講義(県職員) 現地研修(技術センター)	調整中	約50名	鳥取県建設技術センター

令和２年度 鳥取県小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組み

現地点検：令和元年度から県では各事務所１０～２０橋を目安に試行を実施

- ①２巡目点検橋以降の橋長１５ｍ以下の橋梁又は、単径間で直営点検が実施できると判断した橋梁
- ②脚立等により近接目視が可能な橋梁
- ③前回の点検で健全性ⅠかⅡと判定された橋梁

【県の直営点検実施状況（橋梁数）】

	県	鳥取県土	八頭県土	中部県土	米子県土	日野県土
実施日	６日	11/27	11/10、11	11/20	2/26	1/28
鳥取県	29橋	5	12	4	4	4
市町村	0橋	0	0	0	0	0

【県の直営点検実施状況（のべ参加人数）】

鳥取県	県	鳥取県土	八頭県土	中部県土	米子県土	日野県土
鳥取県	43	8	10、10	5	6	4
市町村	10（１市５町）	0	1（１町）	9（１市４町）	0	0
国	2	0	0	2	0	0

令和2年度 鳥取県小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組み

健全性判定委員会（県5事務所で専門家の助言を受けて道路管理者が判定）

- ①職員による「直営点検」健全性を仮判定した橋梁
- ②橋梁定期点検した橋梁で、2巡目以降の点検で損傷が進行し、健全性ⅡからⅢに判定された橋梁

【県各事務所の健全性判定委員会】

	県	鳥取県土	八頭県土	中部県土	米子県土	日野県土
実施日	12月～3月	3/8	1/19	3/2	3月中旬	3/1
構成人数	—	6人(所長、課長、参事、室長他)	8人(所長、課長、室長、課長補佐)	6人(局長、課長、参事、課長補佐)	調整中	7人(局長、課長、室長、課長補佐)
県対象橋梁(直営点検)	29橋	5	12	4	4	4
県対象橋梁(委託業務)	28橋	7	4	8	5	4
市町村対象橋梁(直営)	9橋	9(鳥取市)	0	0	0	0
市町村対象橋梁(委託)	0	0	0	0	0	0

【参加者】

- ①鳥取県、②市町村(直営点検実施)、③国土交通省(助言:市町村支援)、④鳥取県建設技術センター(助言:専門家)、⑤市町村(直営点検未実施)
- (鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、琴浦町が参加)

令和2年度 鳥取県小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組み

鳥取県道路橋健全性再判定会（鳥取県道路メンテナンス会議で実施し、各道路管理者が判定）

- ①各事務所の健全性判定委員会で判断の分かれるものや特異な事例の判定
- ②県内の判定や全国的な判定との整合

【鳥取県道路橋健全性再判定会 開催日 令和2年3月9日】

	県(合計)	鳥取県土	八頭県土	中部県土	米子県土	日野県土
県対象橋梁(直営)	0	0	0	0	0	0
県対象橋梁(委託)	6	1	4	1	0	0
市町村対象橋梁(直営)	0	0	0	0	0	0
市町村対象橋梁(委託)	0	0	0	0	0	0

【参加者(道路管理者)】

- ①鳥取県、②市町村(直営点検実施)、③市町村(直営点検未実施)

【参加者(予定)(専門家助言)】

- ①国土交通省(助言:市町村支援)、②鳥取県建設技術センター(助言)、③中国道路メンテナンスセンター(助言)、④橋梁調査会(助言)

講習会等実施内容 〈道路橋健全性判定会（県内5事務所）〉

（鳥取県道路メンテナンス会議）

〈目的〉健全性判定会は、「直営点検」の健全性判定を適正に行うため及び職員の道路橋梁メンテナンスに関する技術力向上に資することを目的とする。県の判定会に市町村も参加し、小規模道路橋の点検と判定について助言を受け、技術力向上と知識を取得する。

〈内容〉①職員による「直営点検」で健全性を仮判定した橋梁（市町村は助言を受けたい橋梁）
②橋梁定期点検した橋梁で、2巡目以降の点検で損傷が進行し、健全性ⅡからⅢに判定された橋梁（市町村は助言を受けたい橋梁）
上記①、②の橋梁について専門家（道路メンテナンス事務局、建設技術センター）の助言を受けて道路管理者が判定。
判定会に委員長（各県土整備事務所長・局長）を置き、アドバイザー（専門家）の技術的意見（助言）を受ける。

〈鳥取県道路橋健全性判定会〉

【概要】●鳥取県土（3/8）、八頭県土（1/19）、中部県土（3/2）、米子県土（調整中）、日野県土（3/1）

●参加者〈国土交通省、鳥取県、市町村、鳥取県建設技術センター〉

【対象橋梁】66橋： 県（直営）29橋、県（委託）28橋、市町村（直営）9橋

〈事例紹介〉～鳥取県土整備事務所の取り組み例～

【概要】●日 時：令和3年3月8日（月）14：00～16：15

●場 所：鳥取県東部庁舎 5階講堂

●参加者18名〈鳥取県（9）、鳥取市（2）、建設技術センター（3）、コンサル（4）〉 ※（）は人数。

【対象橋梁】21橋： 県（直営）5橋、県（委託）7橋、市町村（直営）9橋



11/27 現地点検の様子（鳥取県土整備事務所）



3/8 健全性判定委員会の様子（鳥取県土整備事務所）

点検調書により仮判定した根拠と損傷状況を説明し、専門家の助言を受けるもの。助言を受けて各道路管理者が判定する。
直営点検を実施した市町村と実施していない市町村も参加し、損傷状況と評価のポイントについて学習。また、意見交換（質疑応答）も行っている。

講習会等実施内容 〈鳥取県道路橋健全性再判定会（鳥取河川国道事務所）〉 （鳥取県道路メンテナンス会議）

〈目的〉健全性再判定会は、①各事務所の健全性判定会で判断の分かれるものや特異な事例の判定及び②県内及び事務所間での判定と全国的な判定と整合を図ることを目的とする。
市町村も参加し、小規模道路橋の点検と判定について専門家から助言を受け、技術力向上と知識を取得する。

〈内容〉①各事務所の健全性判定会で判断の分かれる橋梁や特異な事例の橋梁の点検結果からの判定への助言（市町村は助言を受けたい橋梁）
②県内及び事務所間での判定と全国的な判定と整合を図りたい橋梁（市町村は助言を受けたい橋梁）
上記①、②の橋梁について専門家（中国技術事務所、橋梁調査会、道路メンテナンス事務局、建設技術センター）の助言を受ける。

〈鳥取県道路橋健全性再判定会〉

【概要】●鳥取河川国道事務所(3/9)

●参加者 15人〈鳥取県7人，市町村（直営点検実施）3人，市町村（直営点検未実施）2人，コンサルタント3人〉

●専門家 7人〈国土交通省中国道路メンテナンスセンター、橋梁調査会、国土交通省、鳥取県建設技術センター〉

【対象橋梁】6橋： 県（直営）0橋、県（委託）6橋、市町村（直営）0橋

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議内容

（1）小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組みについて・・・資料①②

（2）点検調査書の判定についてのアドバイス・・・資料③（対象橋梁一覧、点検調査書）

（3）直営点検・判定に係る意見交換・・・資料④

4. 質疑応答（その他）

5. 閉 会



健全性再判定委員会の様子（鳥取河川国道事務所）

各事務所の判定会で判定が分かれた橋梁について、損傷状況を説明し、専門家の助言を受けるもの。
直営点検を実施した市町村と実施していない市町村も参加し、国の他県の判定事例と比較しながら、損傷状況と評価のポイントについて学習。
来年度以降の取り組みについての意見交換（質疑応答）も行っている。

令和2年度 鳥取県小規模道路橋の「直営点検」導入に向けた取り組み

各市町村の小規模道路橋直営点検意向調査結果(県と3市5町が実施)

各市町村の小規模道路橋直営点検意向調査(令和2年3月時点)

【各市町村の今年度の直営点検計画】	県	鳥取市	岩美町	八頭町	若桜町	智頭町	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町	米子市	境港市	日吉津村	大山町	伯耆町	南部町	日野町	江府町	日南町
① 直営点検の実施可否	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
② 令和2年度の直営実施箇所数	29橋	143橋	×	3橋	×	28橋	3橋	×	0橋	7橋	×	74橋	×	×	3橋	×	×	×	×	×
③ ①の対象橋長	15m以下	5m以下	×	15m以下	×	15m以下	15m以下	×	5m以下	5m以下	×	5m以下	×	×	15m以下	×	×	×	×	×
④ ①の対象橋梁の健全性	I、II	I、II、III	×	I	×	設定なし	I、II	×	I	I、II	×	I、II、III	×	×	I、II	×	×	×	×	×
⑤ ①の対象橋梁のその他条件※1	①②	①②	×	①②③	×	①②	①②⑤	×	①②④⑤	①②⑤	×	②④⑤	×	×	①②⑤	×	×	×	×	×
【県試行直営点検への参加への意向】																				
⑥ 県が試行実施する直営点検への参加状況	-	○	○※2	×	×	×	○	○※2	○	○	○※2	○	○※2	○※2	○	×	×	×	×	○※2
⑦ 県が試行実施する健全性判定会への参加可否	-	○	○※3	×	×	○	○	×	○※3	○※3	○※3	○	×	○※3	○※3	×	×	×	×	○※3
【建設技術センターの支援業務について(公共工事発注者支援業務:直営点検支援)】																				
⑧ 建設技術センターの支援(市町村単独)	-	×	未定	未定	×	×	未定	×	×	×	×	×	未定	×	×	×	×	×	×	×
【その他】																				
直営点検に対するご意見・提案があれば記載願います。(県、市町村で情報共有し、問い合わせについては回答します。)																				
(湯梨浜町)令和2年度は対象橋梁がないが、令和3年度以降は対象橋梁の直営点検を実施する予定。																				
(鳥取市)小規模な橋梁の直営点検により一部橋梁を前倒して点検し、点検橋梁数の平準化を図る。																				
(境港市)法定点検は2巡目も最終年度に委託で全橋の点検を行う。																				
(その他)令和2年度より、倉吉市・大山町・北栄町が直営点検を実施し、 県と3市5町 が直営点検を実施している。 令和2年度は県と市町村で290橋の点検を実施した。																				

令和3年度以降のスケジュール(案)

スケジュール		令和3年度予定(試行実施)												令和4年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
支援委託業務(道路企画課)	建設技術センター													試行実施 R1～
点検(各事務所)	10～20橋(現地2日)													
診断(各事務所判定会)	1日(各事務所)													
診断(合同判定会)	1日(県庁)													
市町村支援(点検)	各事務所合同点検													
市町村支援(判定)	判定会合同開催													

※スケジュールは目安なので、各事務所で支援委託業務と日程を調整し実施する。

※黒着色は令和3年度の予定、黄色セルは令和2年度の実績